

皆さまへ

無利子融資あっせんのご案内

申込時には、「連帯保証人は不要」になりました

排水設備工事資金融資をご活用ください

排水設備をつくるには、多額の資金を用意する必要があります。市ではみなさまの経済的な負担をやわらげるために、無利子の「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」を設けています。すみやかに工事に取りかかるために、この融資を役立ててください。

◆ 融資の内容は

- ① 融資額は、工事代金を上限として、10万円～100万円の範囲内で1万円単位の額です。
- ② 借入利率は「無利子」です。返済方法は最長60月（5年以内）の元金均等返済です。
- ③ 融資をするところは、次の金融機関の境港市内の支店等です。
（株）山陰合同銀行 （株）鳥取銀行 （株）鳥根銀行 米子信用金庫 鳥取西部農業協同組合

◆ 融資が受けられる人は

- ① 境港市内に住所があり、独立した生計を営んでいる人
- ② 市税、受益者負担金などを滞納していない人
- ③ 融資を受けた資金の償還が可能で、申込先の金融機関の取引停止対象になっていない人

◆ 融資の手続きは

- ① 排水設備工事を依頼するときに、融資の希望を「指定業者」へお知らせください。
- ② 排水設備工事の申請の際にあわせて、融資あっせんを市へ申し込みます。（申請書類の提出は「指定業者」が代行します。）
- ③ 市が融資あっせんを決定すると、申込人は金融機関に出向き、審査を受けます。（追加書類の提出を求められる場合があります。）融資が承認されてから、工事を施工します。
- ④ 申込人は、金融機関の融資審査結果通知書、実印など、手続の準備をします。
- ⑤ 完了検査に合格して検査済証を受け取ったら、金融機関と融資の契約を行います。
- ⑥ 融資を受けると、初回返済から完済まで、口座振替で毎月返済します。

平成30年5月1日から、融資あっせん申込時には、「連帯保証人は不要」になりました。
ただし、金融機関の審査で連帯保証人など保証を求められる場合がありますので、
ご了解のうえ、融資あっせんを申し込んでください。

【公共下水道への接続のメリット】

- ① 接続工事に伴って既存の浄化槽や、くみ取りトイレの便槽を廃止するので、浄化槽の保守点検料・清掃料・電気代、くみ取り料などの維持費用が不要となります。
- ② 単独処理浄化槽やくみ取りトイレの場合、トイレのし尿だけを処理し、台所など他の汚水はそのまま水路に排水しているため、悪臭や害虫の原因となるなど不衛生です。公共下水道へ切り替えると、水路の状態が改善され、自宅周辺の衛生環境が向上します。
- ③ くみ取りトイレを廃止すると、便器や便槽からの臭気はなくなり、トイレ周りが清潔になり、高齢者や足腰が不自由な方も安心して水洗の洋式トイレを使うことができます。
- ④ バキューム車で清掃・くみ取りした汚物は、市が多額の税金を使って処理しています。公共下水道へ切り替えると処理する汚物が減るので、市の処理経費が削減できます。